

平成29年度における下請代金支払遅延等防止法の運用状況 及び下請取引の適正化への取組等（概要版）

平成30年8月27日
中小企業庁

中小企業庁では、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護することを目的として下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づき厳正に対処しています。また、下請法違反の未然防止策や下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守等を通じて、下請取引の適正化を図っています。平成29年度における取締り及び取組の状況は、以下のとおりです。

1. 下請法に基づく取締状況

(1) 措置請求

平成29年度は、中小企業庁から公正取引委員会へ **1件（平成28年度0件）の措置請求を行いました。**

(2) 指導文書の発出、改善指導の実施

違反行為の取締りのため、平成29年度は中小企業庁として親・下請事業者に対し書面調査を約12万件実施しました。このうち、違反又は違反のおそれが確認された親事業者に対し、立入検査の実施や指導文書を発出することにより指導を行いました。

	対親・下請事業者書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	指導文書発出件数	立入検査等件数	改善指導措置件数
平成29年度	※119,726	44,620	7,646	958	867
平成28年度	300,784	45,507	7,872	1,006	900

※ 本年7月に平成29年度追加調査として下請事業者129,825社に書面調査を発送済み。平成29年度分として計249,372社に対し書面調査を実施した。

(3) 禁止行為違反（4条違反）の内訳

下請代金の**支払遅延、減額**が多く、両者が**全体の約81%**を占めています。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったとき	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
3	314	247	9	25	7	0	17	46	21	0	689
0.4%	45.6%	35.8%	1.3%	3.6%	1.0%	-	2.5%	6.7	3.0%	-	100.0%

2. 下請かけこみ寺事業の実施状況

企業間取引に関する各種相談に対応するため、都道府県の協力の下、全国合計48箇所に設置した下請かけこみ寺において、**相談員による相談の受付6,838件（平成28年度6,583件）、弁護士による無料相談の受付601件（同627件）及び裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立14件（同21件）**を受理しました。

（相談員による相談受付の内訳）

	下請法	建設業関係	その他(※)	合計
平成29年度	997	1,560	4,281	6,838
平成28年度	812	1,395	4,376	6,583

(※) 法令に関する質問等

3. 取引条件改善に向けた取組

(1) 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の開催

取引条件の改善、最低賃金の引上げ、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足など、中小企業・小規模事業者を取り巻く諸課題に対応するため、**平成29年9月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を内閣官房副長官の下に設置**して、省庁横断的に必要な検討を行っています。

(2) 世耕プラン等に基づく取組

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、平成28年9月に公表した対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）等に基づき、平成29年度においても様々な取組を実施しました。

① 業種別の自主行動計画の策定等

幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、**サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**し、平成30年4月末までに、**12業種30団体が策定**しました。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>

② 取引調査員（下請Gメン）による訪問調査

平成29年1月より、経済産業省において、**全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置して、全国の下請中小企業を訪問し、平成29年度は2,727件のヒアリングを実施**しました。ヒアリングで聞き取った内容については、秘密保持を前提として必要に応じ、個社又は業界団体にフィードバック等を行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合には、検査に移行するなど適正取引に向けた取組を強く促していきます。

③ 型管理のアクションプランの公表（平成29年7月）

経済産業省設置の研究会において、**型の廃棄、保管料支払い、マニュアル整備等の具体的な「アクションプラン」**を取りまとめました。「アクションプラン」の方針として、「不要な『型』を廃棄すること」「保管が必要な『型』の管理費用の支払等についての協議を行うこと」などを取り決めています。

④ 自主行動計画のフォローアップ調査結果及び下請Gメンによるヒアリング調査結果の公表（平成29年12月）

昨秋、経済産業省所管の6業種18団体自ら「自主行動計画」のフォローアップ調査を行った結果と、下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの結果を突き合わせ、昨年12月に公表しました。調査結果では、自動車業界を中心に、**手形払いの現金化など「自主行動計画」に基づく取組により着実に成果が出てきている**一方、改善の動きが鈍い業界も見受けられました。

⑤ 更なる取組の要請（平成30年1月～）

上記の調査結果を踏まえ、**取組の鈍い業界については、世耕大臣より、直接、業界トップに対しさらなる改善努力を要請**。また、自主行動計画の策定業種拡大を図っていきます。また、下請Gメンヒアリング調査等で明らかになった金型の分割払

い問題など新たな課題に対して、関係省庁と連携して対応していくとともに、下請中小企業振興法「振興基準」の改正などについても検討していきます。

⑥ 下請等中小企業における取引条件の改善状況調査（調査期間：平成30年1月～平成30年3月）

受注側事業者 60,450 社、発注側事業者 6,150 社を対象に「世耕プラン」に基づく関連法令の基準改正等とこれを踏まえた「自主行動計画」の浸透状況を調査する目的で実施しました。また、今回の調査では、現在直面している人手不足の状況や「働き方改革」にかかる影響などについても併せて調査を行いました。

4. 事業者団体、経営者等に対する下請法セミナー

(1) 下請法講習会・セミナー

下請法にかかる講習会を 307 回開催し、6,565 名が参加しました。

また、11 月を「下請取引適正化推進月間」として全都道府県で **29 回の講習会を開催し、3,360 名**が参加し、法令遵守の徹底など下請取引の適正化について周知しました。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2017

下請取引の適正化を図るため、**下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2017 を全国 8 会場において開催し、1,136 名が参加**しました。シンポジウム及びセミナーでは、下請法とコンプライアンスの取組に関する基調講演やパネルディスカッションを実施するとともに、親事業者の法務部等の代表者による下請取引の適正化に向けたモデル的な取組事例の紹介が行われました。

5. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

平成29年11月15日には、下請事業者との十分な協議による適切な対価の決定、年末の金融繁忙期における資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者約21万社及び関係事業者団体約650団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で文書を発出するとともに、下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体892団体に対して、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で文書を発出しました。

6. 下請取引ガイドラインの策定・普及啓発

(1) 下請取引ガイドラインの策定

業種横断的な下請法のルールを各業種に浸透させ、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要です。現在、18 業種[※]で策定した下請取引ガイドラインについて、中小企業庁 Web サイト上で公表しています。

※①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④繊維、⑤情報通信機器、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設、⑨トラック運送、⑩建材・住宅設備、⑪放送コンテンツ、⑫金属、⑬化学、⑭紙・紙加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作、⑰豆腐・油揚製造、⑱牛乳・乳製品製造

(2) 下請取引ガイドラインの普及・啓発

下請取引ガイドライン説明会を全国合計170回開催し、3,625名が参加しました。

説明会では、下請法や独占禁止法の概要、各業種において問題となる取引慣行事例、親事業者と下請事業者の望ましい取引事例等の説明を行いました。